

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十一年五月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十一年二月十九日第八二一六八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十一年五月一日第七一六二号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十一年五月一日第四四四二号

三 開発区域に含まれる地域

天理市二階堂上ノ庄町四四番地ノ一、四四番地ノ七、四六番地ノ一の一部、四六番地ノ三及び四八番地ノ一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府四條畷市雁屋北町八番地一五号

株式会社西田住宅 代表取締役 西田廣見

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 天理市二階堂上ノ庄町四四番地ノ七及び四六番地ノ三